

第 41 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章、第2章 [略]	第1章、第2章 [略]
第3章 火を使用する設備の位置、 構造及び管理の基準等	第3章 火を使用する設備の位置、 構造及び管理の基準等
第1節～第5節 [略]	第1節～第5節 [略]
第6節 <u>火災に関する注意報の発 令及び火災に関する警報 の発令中における火の使 用の制限(第29条の8— 第30条)</u>	第6節 火災に関する警報の発令 中における火の使用の制 限(第30条)
第3章の2～第10章 [略]	第3章の2～第10章 [略]
附則	附則

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易

サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第16号から第20号まで、第2項、第3項第6号及び第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備等)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)及びサウナ室(以下「一般サウナ設備等」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 一般サウナ設備等は、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) 一般サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (3) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- (4) 一般サウナ設備は、サウナ室の出入口等の付近で避難の支障とな

(サウナ設備等)

第7条の2 サウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)及びサウナ室(以下「サウナ設備等」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) サウナ設備等は、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (3) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- (4) サウナ設備は、サウナ室の出入口等の付近で避難の支障となる位

る位置に設けないこと。

(5) [略]

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第6節 火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する注意報の発令)

第29条の8 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要すると認めるときは、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、次条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定

置に設けないこと。

(5) [略]

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第6節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

めるところによらなければならない。
い。

(1)～(5) [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) [略]

(7の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(8) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(9)～(18) [略]

(1)～(5) [略]

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) [略]

(8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(9)～(18) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

火災注意報の創設並びに対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する基準の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。